

境港市測量等業務最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港市が発注する測量等業務に係る競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定（同令第167条の13において準用する場合を含む。）により最低制限価格を設けるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「測量等業務」とは、測量（測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務をいう。）、地質調査（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業者の行う地質調査をいう。）及び補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタントの行う業務をいう。）をいう。

(対象業務)

第3条 最低制限価格は、**境港市が発注する**測量等業務のうち、競争入札に付するものについて適用する。

(最低制限価格の設定権者)

第4条 最低制限価格の設定権者（以下「価格決定権者」という。）は、境港市事務専決及び代決規程（昭和45年境港市訓令第2号）第6条の規定により当該業務の予定価格を決定する権限を有する者とする。

(最低制限価格の設定)

第5条 最低制限価格は、予定価格の算定基礎となった設計金額のうち、別表1に掲げる測量等業務の区分に応じ、同表の1から4の欄までの額を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 別表1に掲げる2以上の業務から構成されている業務（以下「複合業務」という。）の最低制限価格は、それぞれの業務区分ごとに、前項の規定により算定した額の合計額とする。

3 前2項の規定により算定した最低制限価格が、予定価格から消費税及び地方消費税を差し引いた額（以下「入札書比較価格」という。）に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

4 市長は、前3項の規定により最低制限価格を設定することが困難であると認めるときは、これらの規定によらないで、予定価格の3分の2以上で最低制限価格を設定することができる。

(経費区分)

第6条 測量等業務（複合業務を含む。）における各経費の区分の計上方法は、別紙のとおりとするものとする。

(最低制限価格の記載)

第7条 価格決定権者は、第5条の規定に基づき最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格調書（様式第1号）を作成し、当該業務に係る予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 市長は、最低制限価格を設定しようとするときは、次の事項を当該競争入札に係る通知書又は公告等に明示するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されている旨

(2) 最低制限価格を下回った価格をもって申込みをした入札者は、失格とする旨
(落札者の決定)

第9条 入札の結果、最低制限価格を下回った価格での申込みがあったときには、入札執行者は、当該入札者が失格である旨を宣言し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした入札者のうち、最低の価格をもって申込みをした入札者を落札者とするものとする。

(最低制限価格の公表)

第10条 第5条の規定に基づき設定された最低制限価格は、入札の実施後公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年2月3日から施行する。

(経過措置)

2 予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要領の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の

決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる測量等業務から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

業 務 区 分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係建設コンサルタント業務 (技術経費を用いる場合)	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務 (技術経費を用いない場合)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償コンサルタント業務 (技術経費を用いる場合)	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償コンサルタント業務 (技術経費を用いない場合)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

最低制限価格調書

業 務 名 :

価格決定権者職氏名 :

印

【業務区分：測量業務】

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接測量費		10／10	
測量調査費		10／10	
諸経費		5／10	
合 計 額			: A

※1・※3 技術経費を用いる場合

※2・※4 技術経費を用いない場合

【業務区分：土木関係建設コンサルタント業務】※1

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接人件費		10／10	
直接経費		10／10	
技術経費		6／10	
諸経費		6／10	
合 計 額			: B

【業務区分：土木関係建設コンサルタント業務】※2

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接人件費		10／10	
直接経費		10／10	
その他原価		9／10	
一般管理費等		5／10	
合 計 額			: C

【業務区分：補償コンサルタント業務】※3

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接人件費		10／10	
直接経費		10／10	
技術経費		6／10	
諸経費		6／10	
合 計 額			: D

【業務区分：補償コンサルタント業務】※4

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接人件費		10／10	
直接経費		10／10	
その他原価		9／10	
一般管理費等		5／10	
合 計 額			: E

【業務区分：地質調査業務】

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接調査費		10／10	
間接調査費		9／10	
解析等調査業務費		8／10	
諸経費		5／10	
合 計 額			: F

【業務区分：建築関係建設コンサルタント業務】

経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接人件費		10／10	
特別経費		10／10	
技術料等経費		6／10	
諸経費		6／10	
合 計 額			: G

各業務の算定額の合計額：H

円

区 分	金 額 等
入札書比較価格 I	円
予定価格の3分の2の額 J	円
最低制限価格（税抜き） K	円
最低制限価格（税込み） L	円

注1） 最低制限価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

注2） H、Jは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

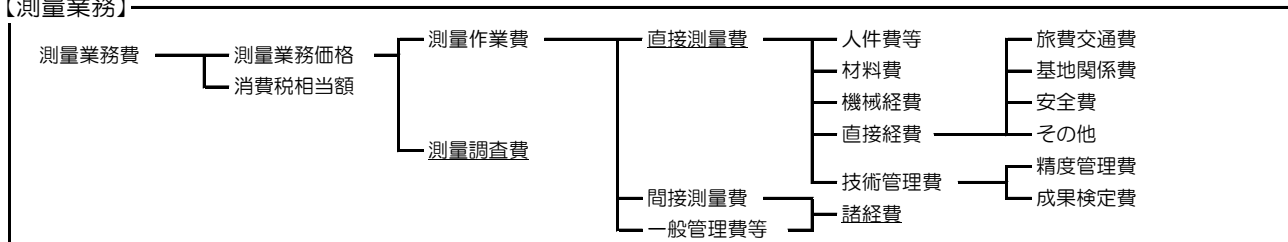
注3） Kは、HまたはJ・Kの値で大きい額を記載する。

注4） Lは、Kの額に100分の110を乗じて得た額を記載する。

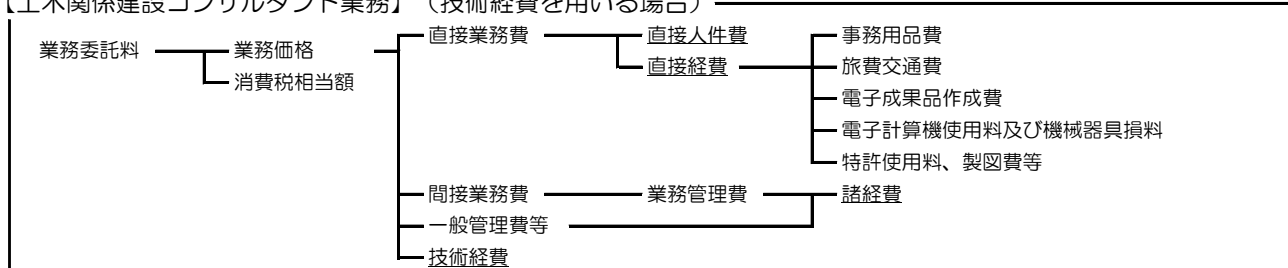
注5） 予定価格調書の「最低制限価格」の下段の欄はKの額を記載し、上段の欄はLの額を記載する。

別紙

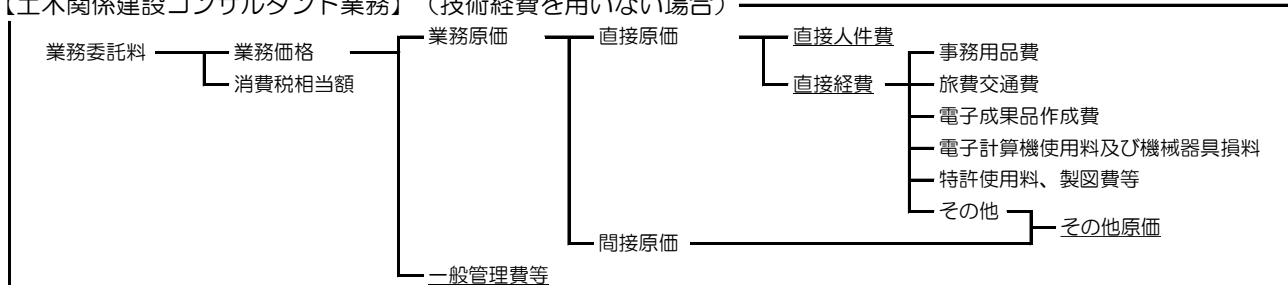
【測量業務】



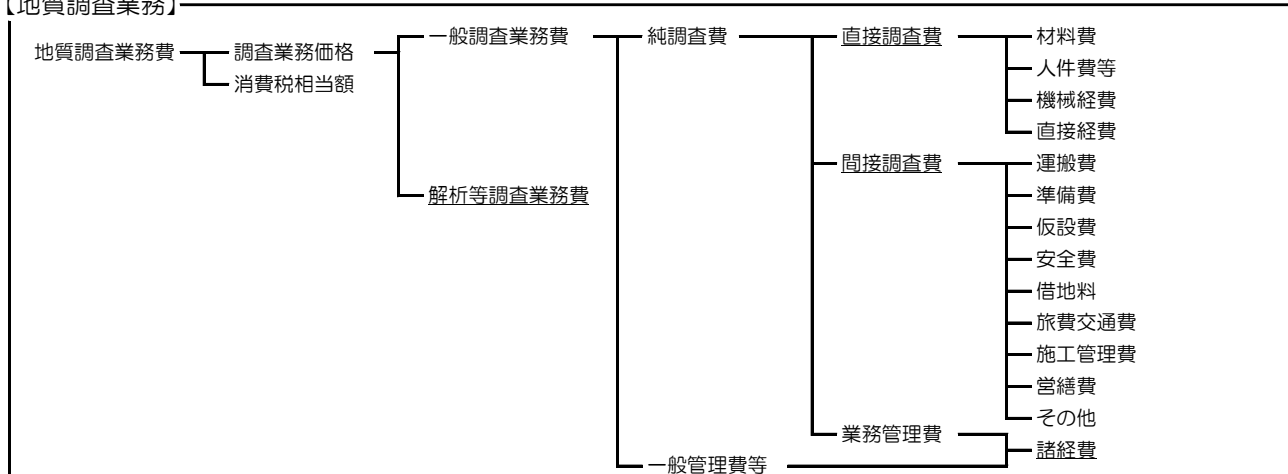
【土木関係建設コンサルタント業務】（技術経費を用いる場合）



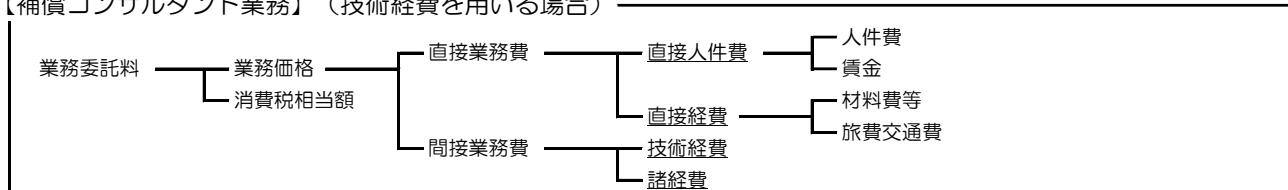
【土木関係建設コンサルタント業務】（技術経費を用いない場合）



【地質調査業務】

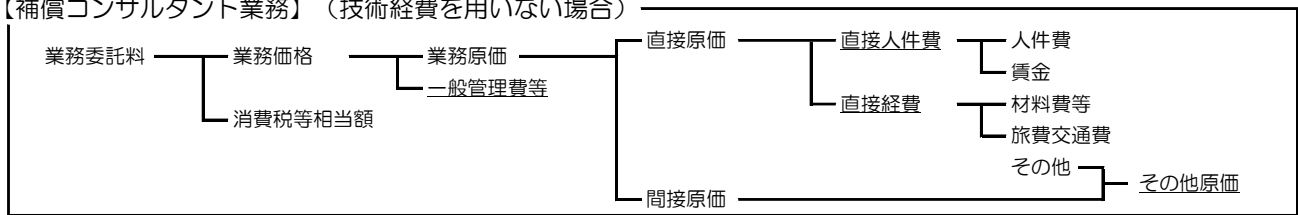


【補償コンサルタント業務】（技術経費を用いる場合）

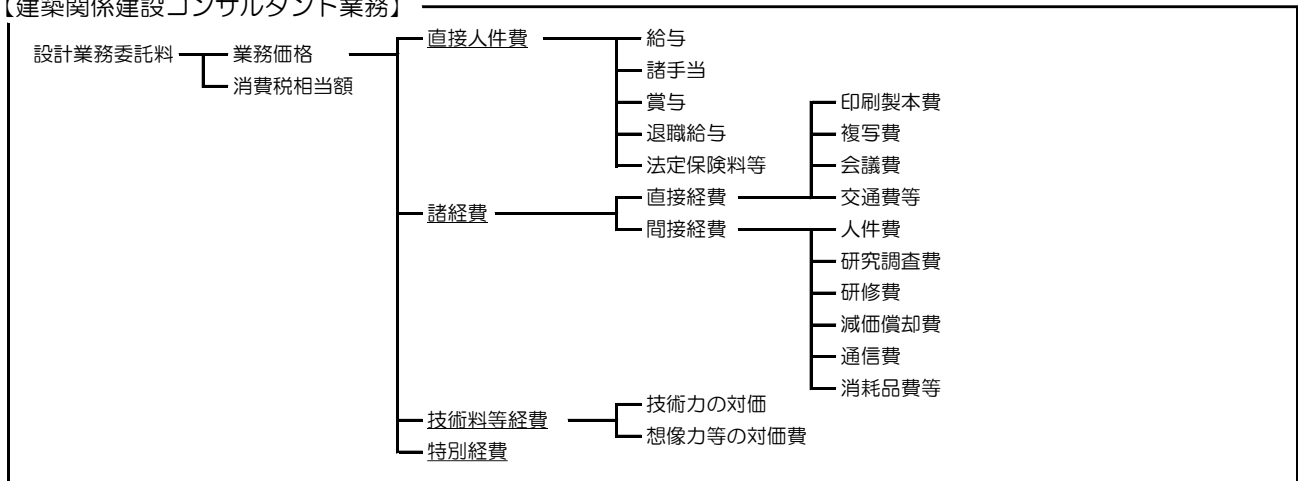


[次頁に続く](#)

【補償コンサルタント業務】（技術経費を用いない場合）



【建築関係建設コンサルタント業務】



※ その他特別なもので積算の区分が不明確な場合は、別途協議していずれに区分するかを決定するものとする。